

「受入れ基準見直しの方向性」の修正

1 土地利用履歴調査の活用

【第3回検討委員会での事務局提案】

- 受入れ基準における地歴調査は、過去の汚染状況を把握し、化学性状試験の試験頻度に反映させることを目的とする。
- 市場の特殊性（食の安全）を考慮し、法令等に基づく手続*（地歴調査等）を実施していない土地の土は、原則として受け入れない。
- 法令等に基づく手続が実施されていない場合、環境確保条例の概況調査と同等の試験（30mメッシュごとに、土対法の項目を5地点混合で試験）を実施し、汚染が確認されなければ、受入対象とする。

*：土壌汚染対策法や環境確保条例に基づく手続、都有地協議に基づく手続、環境影響評価の手続

【第3回検討委員会での委員の指摘】

- 地歴調査を活用した条例等に基づく手続では、土対法の項目のみを確認するが、現在検討中の基準は、化学性状試験において土対法以外の項目も含まれている。試験項目の設定に当たっては、考え方の整合を図る必要がある。

【修正案】

- 原則として、法令等に基づく手続（地歴調査等）を実施している、公共工事からの建設発生土のみを受入れる。
- 土の安全性を高めるため、化学性状試験の事前確認として地歴調査を活用し、地歴調査結果の確認によって過去の汚染状況を把握して化学性状試験の試料採取地点を設定する。
- 地歴調査結果により工場や指定作業場の位置を把握し、その位置を受入れ基準に基づく化学性状試験の試料採取地点とすることで、土対法以外の項目を含めた土の安全性を確認する。
- 法令等に基づく手続が実施されていない場合は、地表部で30mメッシュごとにダイオキシン以外の44項目を5地点混合で試験（環境確保条例における概況調査と同等の試験頻度）を実施し、汚染が確認されなければ受入対象とする。

試料採取地点の設定方法

	①	②	③	④	
	地歴調査を実施し、地表部での土壌汚染調査の対象外となった場合（地歴に工場等がある場合を除く）	地歴調査を実施し、地表部での土壌汚染調査の対象外となったが、地歴に工場等がある場合、及び、地表部での土壌汚染調査の対象となり、その結果で汚染が検出されなかった場合	地歴調査を実施し、地表部での土壌汚染調査の対象となり、その結果で汚染が検出され、汚染土壌の措置を行った場合	地歴調査を実施していない場合	
法令等に基づく手続（搬出元が実施）	土地利用履歴調査を実施			土地利用履歴調査を実施していない	
	↓	↓	↓	↓	
	地表部での土壌汚染調査の対象外（土対法項目物質の使用がない）	地表部での土壌汚染調査を実施（土対法項目物質の使用がある）		↓	
	↓	↓	↓	↓	
		汚染の検出が確認されない	汚染が検出され、汚染の措置を実施		
法令等に基づく手続書類の確認（受入側が確認） ・事前確認の調査（搬出元が実施 受入側が確認）	地歴に工場等はない	地歴に工場等がある		土地利用が不明	
	↓	↓	↓	↓	
				事前確認として、30mメッシュごとに、ダイオキシン以外の44項目を5地点混合で試験を行い、汚染が検出されなければ受入対象とする	
				↓	
化学性状試験（搬出元が実施 受入側が確認）	汚染のおそれなし	土対法項目の汚染なし		土対法項目の汚染なし	
	↓	↓	↓	↓	
	試験頻度は、「面積2,000m2ごとかつ深さ1mごと」とする（地表部で汚染がないことを確認でき、地層を把握している場合は、「面積2,000m2ごとかつ地層ごと」でも可とする）	試験頻度は、「面積2,000m2ごとかつ深さ1mごと」とする（地表部で汚染がないことを確認でき、地層を把握している場合は、「面積2,000m2ごとかつ地層ごと」でも可とする）		汚染土壌の措置は完了しているが、汚染が検出された場所があるため、この場所及びこの周辺を試料採取地点とする。試験頻度は、「面積2,000m2ごとかつ深さ1mごと」とし、「地層ごと」は適用しないこととする。	試験頻度は、「面積2,000m2ごとかつ深さ1mごと」とする（地表部で汚染がないことを確認でき、地層を把握している場合は、「面積2,000m2ごとかつ地層ごと」でも可とする）
	↓	↓	↓	↓	
	全ての項目について土の安全性を確認				

2 化学性状試験（試料採取地点）

【第3回検討委員会での事務局提案】

- 地表部 : ダイオキシン類以外は土層上面から5cm前後の土と50cm前後の土の混合、ダイオキシン類は土層上面から5cm前後の土とする（揮発性物質以外は、5地点混合とする。）。
- 地表部以外：その深さまたはその地層を代表する地点とする。

【第3回検討委員会での委員の指摘】

- 人為的な汚染を確認するために地表部のみで5地点混合としているが、UCRでは、全ての場合で5地点混合としている。現場の状況に応じた様々な方法が考えられるが、基本的には複数点の混合で試験を行うべきと考える。

【事務局での再検討】

- 地表部では、人為的な汚染を確認するために5地点混合とする。
- 地表部以外においても、その深さまたはその地層の全体を代表する試料となるよう、複数点の混合とする。
- 事前ボーリングにより試験を行う場合でも、1本のボーリングの異なる深さから試料採取することで、その地層を把握するなど、現場状況に応じた試料採取地点と試料数を設定する。
- なお、揮発性物質については、混合すると揮発してしまうため、代表点1点での試験とする。

【修正案】

- 地表部 : ダイオキシン類以外は土層上面から5cm前後の土と50cm前後の土の混合、ダイオキシン類は土層上面から5cm前後の土とする（揮発性物質以外は、その範囲全体を代表する試料となるよう、5地点混合とする。）。
- 地表部以外：その深さまたはその地層を代表する土とする（揮発性物質以外は、その深さまたはその地層全体を代表する試料となるよう、複数点の混合とする。）。

3 化学性状試験（試験頻度）

【第3回検討委員会での事務局提案】

- 原則として、「面積2,000m²ごと かつ 深さ1mごと」に1回とする。ただし、地層を把握している場合は、「面積2,000m²ごと かつ 地層ごと」に1回でも可能とする。
- これらの基準を適用し難い場合は「2,000m³ごと」に1回とする。
- 地層ごとの試験とした場合であっても、同一地層からの土量が5,000m³を越える場合は、補完的な追加試験をお願いする。

【第3回検討委員会での委員の指摘】

- 線状の工事の場合、延長単位の上限を設定するべきではないか。

【事務局での再検討】

- 道路工事等の場合、地表部では5地点から試料採取を行うため、試料採取間隔は掘削幅から算出される延長単位よりも短くなる。また、地歴調査によって汚染のおそれがあった地点では、必ず試料採取地点とすることで、安全を確認できる。
- シールド工事等の地下の線状工事の場合も、「2 化学性状試験（試料採取地点）」で複数点から試料採取を行うこととしたことから、掘削幅から算出された延長単位よりも短くなる。
- なお、延長単位の上限は設定していないが、2,000m³または5,000m³の土量単位の上限を設定していることから、延長単位が極端に長くなることはない。

【修正案】

- 第3回検討委員会への提案内容とする。